

## 欧洲サステナビリティ報告基準 (ESRS) の概要

### 要点

1. 欧州グリーン・ディールの一環として制度化された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）により、企業は欧洲サステナビリティ報告基準（ESRS）のもとでサステナビリティ情報を報告することが義務付けられる。
2. EUに拠点を置く大企業と上場企業（上場零細企業を除く）および、EU域外の第三国に本社を置き、EU域内に子会社や支店を置くなどして事業を展開する第三国企業が影響を受け、その数は50,000社を超えると推定されている。
3. 欧州委員会(EC)のCSRDのもとでは、上記規定は大規模な上場企業や銀行、保険会社については、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。既に非財務報告指令(NFRD)の適用を受ける大企業、銀行、保険会社については、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、現在NFRDの適用を受けていない大会社は2025年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。上場中小企業(SMEs)およびその他の企業は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。（中小企業(SMEs)は2028年までオプトアウト可能）。
4. マネジメントレポートで報告することが義務付けられているサステナビリティ情報は、第三者による限定的保証のもとで検証される必要がある。
5. CSRD及びESRSの主要な要素として、ダブル・マテリアリティ、将来予測情報が含まれること、上流・下流のバリューチェーン情報及びサステナビリティ・デューデリジェンスの概念などがあげられる。サステナビリティ・デューデリジェンスは、グローバルなバリューチェーン全体にわたって持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的とした、EUで今後適用予定のコードレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案(CS3D)と密接に関連している。
6. サステナビリティ情報は利害関係者の意思決定に影響を与える。ESRSでは、二つの主要な利害関係者のグループが想定されている。一つは影響を受ける利害関係者であり、もう一つはサステナビリティ報告の利用者である。
7. 第1弾のESRSの最終版は、2022年11月15日にEFRAG理事会により承認され、2022年11月22日に欧州委員会(EC)に最終提出される前に編集レビューが行われている。欧州委員会(EC)は、2023年6月までにこの第1弾の基準を採択する予定である。
8. 第1弾のESRSでは、気候変動への取組の最重要さを強調する他の国際基準を包含するものであり、企業の重要性の判断にかかわらず、対象企業に対し、気候変動に関するガバナンス、戦略、影響のリスク及び機会の管理並びに指標及び目標に関する情報を開示するよう要求している。
9. ESRSは、欧洲および国際的なサステナビリティ報告のイニシアティブだけでなく、既存の欧洲の法律とイニシアティブも考慮されている。ISSB、TCFD、GRIなどの様々な基準との相互運用性を高め、企業による二重開示のための作業を回避している。

## 背景

2021年4月21日、ECはCSRDに関する立法提案を出した。この提案は、適用対象となる企業に対して、ECが委任法令として採択したESRSに従い報告することを義務付けている。欧州財務報告諮問グループ(以下、EFRAG)がECの技術アドバイザーに任命され、ESRSを提供する責任を有している。

2022年4月29日、EFFRAGは第1弾のESRSに関する公開草案(ED)を公表し、2022年8月までにいくつかの利害関係者グループが参加する公開意見募集プロセスを開始した。理事会は11月28日に提案を採択することを最終承認した。

## 第1弾のESRS草案の公表

EFRAgサステナビリティ・レポーティング・ボード(EFRAg SRB)とEFRAgサステナビリティ・レポーティング・テクニカル・エキスパート・グループ(EFRAg SR TEG)は、意見募集で寄せられたすべてのコメントを検討し、2022年11月15日に、第1弾のESRSを欧州委員会に提出することに合意した。ECは2023年6月までに採択する予定である。

12の基準から構成される第1弾のESRSは、CSRD提案に従って、環境、社会及びガバナンスの課題について扱っている。基準には、横断的な基準とトピック別基準の両方が含まれる。なお、基準体系にある通り、今回の意見募集対象には含まれていないセクター別基準及び中小企業(SMEs)対応基準の公表が、今後予定されている。



## 第1弾のESRSの概要

第1弾のESRSの全体的な構造は、サステナビリティ情報が以下の構成に基づき、明確化された方法で報告されることを確実にするように設計されている。

### 4つのレポート領域

ESRS2は、トピック別ESRSの開示要件(DRs)が以下の報告分野を対象とすべきであると定めている。

- a. **ガバナンス**:影響、リスク及び機会を監視及び管理するために用いられるガバナンスのプロセス、コントロール及び手続
- b. **戦略**:事業の戦略およびビジネスモデルと重要な影響、リスクおよび機会とそれらに対処するための戦略との関係性。
- c. **影響、リスク及び機会の管理**:影響、リスク及び機会を政策及び行動を通じて特定、評価及び管理するためのプロセス
- d. **指標及び目標**:当該企業が設定した目標に向けた進捗を含め、当該企業がその実績をどのように容易にするか

### 3つのトピック

- 1. 環境
- 2. 社会
- 3. ガバナンス

### 3つの開示レイヤー

- 1. セクター横断
- 2. セクター別
- 3. 企業固有

現在の第1弾のドラフトには、セクター横断的な基準のみを考慮している。

セクター別及び中小企業向け基準は現在も開発中であり、できるだけ早く別の意見募集に提出される予定である。

企業は、ESRSの下で要求されるサステナビリティ情報をマネジメントレポートで提示しなければならない。

## 全般的な基準

**ESRS1**と**ESRS2**は全般的な基準であり、すべてのサステナビリティの問題に適用される。

**ESRS1**では、CSRDの下でサステナビリティステートメントを作成する際に適用される必須の概念と原則を規定している。

企業は、適用されるESRSに従って、サステナビリティに関する影響、リスク及び機会に関するすべての重要な情報を開示すべきである。このような背景から、第1弾のESRSは、対象企業に対し、ガバナンスや戦略など、企業の重要性の判断にかかわらず、ガバナンス、戦略及びマネジメントに関する情報、リスクと機会の管理、気候変動に関する指標や目標などのサステナビリティ情報を開示することを求めている。しかし、一部の開示要求事項やデータポイント(ESRS2やESRSに含まれるもの除く。)については、DRの目的を満たす限り、省略することができる。

ESRSの下では、すべての企業に適用される標準化された開示(セクター横断的な基準)と、1つまたは複数の特定のセクターで事業を行っている企業に適用される開示(セクター別の基準)の要求がある。

サステナビリティ情報は、もしそれが予測価値、確認価値、またはその両方を有する場合、利害関係者の意思決定に影響を与える可能性がある。利害関係者とは、企業の決定や行動に影響を与えたり、影響を受けたりする可能性のある者のことである。企業は、2つの主要な利害関係者グループを特定する必要がある。

- ▶ **影響を受ける利害関係者**:企業の活動及びバリューチェーンを通じて、ポジティブあるいはネガティブな影響を受ける、または影響を受ける可能性のある利害関係を持つ個人またはグループ
- ▶ **サステナビリティ報告の利用者**:以下を含む企業に関心のある利害関係者
  - ▶ 一般目的の財務報告の主な利用者:現在の及び将来の投資者、融資者及びその他の債権者(資産運用会社、信用機関及び保険会社を含む)
  - ▶ その他の利用者:会社のビジネス・パートナー、労働組合及び社会的パートナー、市民社会団体並びに非政府団体

すべてではないが一部の利害関係者は、両方のグループに属する場合がある。

**ESRS2** は、全般的なサステナビリティ報告の開示要件を定めている。これには、企業の一般的な特徴及び企業の事業の概要だけでなく、例えばバリューチェーンとその範囲に関する使用された概算額、見積りの不確実性、作成・表示方法の変更、過年度の誤謬等など、コンプライアンスに関する特定の開示も含まれる。さらに、戦略、ガバナンス、ならびにサステナビリティに関する影響、リスク及び機会のマテリアリティ評価に関する情報開示は、ESRS2 でカバーされている。

この規格の構造と指標は、TCFD/ISSB が提示した 4 つの柱をベースとした構造を再現したものであり、異なる報告基準間の整合性を図ることができる。

## トピック別基準

トピック別基準には、環境、社会及びガバナンスに関する事項をカバーする開示規定が含まれる。これらの規定はセクター横断的なものである。これらの規定は企業のサステナビリティ報告の利用者が、企業がこれらの側面に与える影響、これらの分野に関連する企業の重大なリスクと機会、そして最終的に企業価値を創出する企業の能力に与える影響を理解できるようにすることを目的としている。

トピック別基準は、( i )重要な影響、リスク及び機会を特定し、評価するプロセスの記述 ( ii ) 影響、リスク、または機会の管理（関連する方針、目標、行動計画、リソースを含む） ( iii ) 特定のトピックに関する指標と目標を定める。

これらの要求事項は、全般的な基準に加えて適用されるものとする。

- ▶ 環境基準 (ESRS E1-E5) は、企業が気候変動、汚染、水・海洋資源、生物多様性と生態系、資源利用と循環経済に関連する事項について報告するための開示規定を定めている。これらの一般的な目的に加えて、環境基準草案は、サステナビリティ報告の利用者が、企業が持続可能な経済への移行に合わせてビジネスモデルと事業を適応させるための計画と能力、そしてそれが欧州グリーン・ディールの様々な環境目的や、この文脈における他の EU の戦略的・規制的枠組みにどのように貢献するかを理解できるようにすることを目的としている。
- ▶ 社会基準 (ESRS S1-S4) は、事業活動、製品やサービスの消費者とエンドユーザーによって影響を受ける自社の労働力、バリューチェーン内の労働者、コミュニティに関連する話題について、企業が報告するための枠組みを提供する。
- ▶ ガバナンス基準 (ESRS G1) では、企業の戦略とアプローチ、ビジネス活動に関連するプロセス、手続およびパフォーマンスについてユーザーの理解を深めるための開示規定が定められている。

## 影響を受ける企業、スケジュール、保証および報告期間

- ▶ **影響を受ける企業はどこか？：** CSRD の規定は、以下の 3 つの基準のうち少なくとも 2 つを満たす、すべての大企業(株式が上場しているかどうかに関わらない)および上場企業(上場零細企業を除く)に適用される (\*1)
  - a. 貸借対照表合計 20 百万ユーロ超
  - b. 純売上高 40 百万ユーロ超
  - c. 事業年度における平均従業員数 250 人超

中小企業は CSRD の準拠にあたって、さらに 3 年間の猶予期間が与えられる見込みである。EU 域内で実質的な活動を行う非 EU 企業 (EU 域内の売上高が 1 億 5 千万ユーロ以上) で EU 域内に少なくとも 1 つの子会社 (大規模または上場) または支店 (純売上高 4,000 万ユーロ以上) を持つ企業は、CSRD を遵守する必要がある。およそ 50,000 社以上が ESRS 下でサステナビリティ情報を公表することが求められることになる。

- ▶ **企業が ESRS に従ってサステナビリティ情報を報告する義務があるのはいつか？：** CSRD について上記で述べたことと同様に 2024 年から 2028 年にかけて、基準が発行される予定である。
  - ▶ 2024 年 1 月 1 日：非財務情報開示指令 (NFRD : Non-Financial Reporting Directive) の対象となっている企業 (2024 年のデータを 2025 年に報告)
  - ▶ 2025 年 1 月 1 日：非財務情報開示指令の対象となっていない大規模企業 (2025 年のデータを 2026 年に報告)
  - ▶ 2026 年 1 月 1 日：中小上場企業およびその他の事業者 (2026 年のデータを 2027 年に報告)、中小企業は 2028 年までにオプトアウト可能
  - ▶ 2028 年 1 月 1 日：EU 域内に重要な事業所を持つ非 EU 企業 (2028 年のデータを 2029 年に報告)
- ▶ **保証は必須か？：** 報告されたサステナビリティ情報に対する限定的保証は、全ての企業に対して要求される。この指令には、評価の段階を経て「合理的保証」に移行するオプションが含まれている。
- ▶ **サステナビリティ報告書の対象期間は？：** サステナビリティ報告書の対象期間は、財務諸表の対象期間と一致させることが要求されている。

## 今後のステップ

EC に提出されている現在の第 1 弾の ESRS は、今後、編集上のレビューのプロセスを経ることになる。この最初の規格セットは、2023 年 6 月までに欧州委員会によって採択される予定である。

さらに SRB は、金融市場参加者のバリューチェーンに対するアプローチ、人種・民族的出自に関する開示を含める可能性、機会から生じる財務的影響の開示、インパクトマテリアリティのしきい値など、今後数ヶ月の間にさらなる調査と意見募集が必要なテーマもあると考えている。

## サステナビリティ報告書に関するその他の取り組み

EUにおけるサステナビリティ開示は、最終的なCSRDおよびESRSによって決定されるだけでなく、EUタクソノミー規則(EU Taxonomy Regulation)および今後適用される予定のコーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令(CS3D)によっても決定される。さらに、国際的に発展している他の関連するサステナビリティ報告イニシアチブがある。

- IFRS-ISSB:**国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、「[サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要項](#)」(general sustainability-related disclosure requirements)及び「[気候関連開示の要項](#)」( climate-related disclosure requirements)に関するIFRSサステナビリティ開示基準の2つの公開草案を公表した。これら2つの公開草案の意見募集期限は2022年7月29日である。詳細については、EYの刊行物「[ISSBがサステナビリティ開示要求に関する最初の2つの公開草案を公表](#)」を参照のこと。
- 米国証券取引委員会(SEC):**SECは、「[気候変動開示案\(proposed rules on climate-related disclosures\)](#)」を公表した。これらの規則は、2022年6月17日(当初は5月20日であったが延長された)まで協議のために公開された。詳細については、EYの刊行物「[To the Point — SEC proposes enhancing and standardizing climate-related](#)」を参照。

### 弊社のコメント

我々は、EU企業によって報告されるサステナビリティ情報の品質と比較可能性を向上させることを目的とした、サステナビリティ開示のための一連の基準を作成するEUの取り組みを大いに歓迎している。我々は、このような短期間でこれらの基準を策定するためのESRSのプロジェクト・タスクフォースを称賛する。また、我々は、グローバル・ベースラインと法域におけるイニシアチブとの比較可能性について議論を行うISSBのワーキンググループに欧州委員会及びEFRAGが参加することを歓迎する。ESRSに基づくサステナビリティ情報の利用者に加え、当該作成者も国際的な比較可能性と一貫性の恩恵を受けることになる。

一連のESRSは、セクター別基準と中小企業対応基準によって今後補完される。報告の枠組みは広範であり、時間の経過とともに発展するため、企業に非常に大きな影響を与えることになる。我々は、利害関係者がEDに対して意見を述べることを奨励している。また、報告企業は、単なるレポート作業と考えるのではなく、これらの基準の適用と関連する手続の準備を可能な限り早期に開始する必要があると考えている。

## EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world ~より良い社会の構築を 目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 力国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご確認ください。EY のメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーフームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。  
詳しくは [ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](http://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 010557-22Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)